

11 基地関係機関の組織等

(1) 安全保障問題等に関する日米両政府間の主な協議機関

日本の安全保障の問題等に関する日米間の主な協議機関としては、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和35年1月19日）（以下「安保条約」という。）に基づき、安全保障協議委員会（S C C、いわゆる「2+2」、以下、本節において「S C C」）（安保条約第4条に基づく）、S C Cの監督の下に設置された安全保障事務レベル協議（以下、本節において「S S C」という。）（安保条約第4条に基づく）、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和35年6月23日）（以下、本節において「日米地位協定」という。）第25条に基づく日米合同委員会等がある。（下表参照）

沖縄における米軍施設・区域の整理・統合・縮小の促進と航空機騒音等、基地から派生する諸問題による県民の負担軽減のため、S C Cの下に「沖縄に関する特別行動委員会（以下、本節において「S A C O」という。）」が平成7年11月に設置され、技術専門家のチームにより支援される日米の作業班として、普天間実施委員会（以下、本節において「F I G」という。）が平成9年1月に設置された。

S A C Oは、平成8年12月2日にS C Cに対し、沖縄県における米軍の施設及び区域を整理、統合、縮小し、また、米軍の運用の方法を調整する方策についての最終報告を行い、その役割を終了した。

S S Cは、S A C O最終報告による各案件を実現するための具体的な条件を取り扱う実施段階における日米両国間の主たる調整については、「日米合同委員会」を指定し、S C C自体とS S Cが、日米合同委員会における調整を監督し、適宜指針を与えることで合意した。

（平成24年1月現在）

協議の場	根 拠	目 的	構 成 員 又 は 參 加	
			日 本 側	米 国 側
安全保障協議委員会 (S C C) (「2+2」会合)	安保条約第4条を根拠とし、昭35.1.19付内閣総理大臣と米国国務長官との往復書簡に基づき設置（平2.12.26書簡交換によって米側の構成員を国務長官及び国防長官とした）	日米両政府間の理解の促進に役立ち、及び安全保障の分野における協力関係の強化に貢献するような問題で安全保障の基盤をなし、かつ、これに関連するものについて検討	外務大臣 防衛大臣	国務長官 国防長官 平2.12.26以前は駐日米大使、 太平洋軍司令官
安全保障高級事務レベル協議（S S C）	安保条約第4条	日米相互にとって関心のある安全保障上の諸問題について意見交換	参加者は一定していない (両国次官・局長クラス等事務レベル要人により適宜行なわれている)	
安保運用協議会（S C G）	安保条約第4条を根拠とし、昭48.1.19外務大臣と駐日米大使との会談における合意に基づき設置	安保条約及びその関連取極の運用についての協議及び調整	外務審議官 外務省北米局長 防衛省地方協力局長 防衛省防衛政策局長 統幕議長 等	在日米大使館公使及び参事官 在日米軍司令官及び参謀長等
日米合同委員会	地位協定第25条	地位協定の実施に関する協議	外務省北米局長 防衛省地方協力局長等	在日米大使館公使・ 参事官 在日米軍参謀長等
防衛協力小委員会（S D C）	昭51.7.8第16回安全保障協議委員会において同委員会の下部機構として設置。平成8年6月の日米次官級協議において改組。平成9年9月23日の安全保障協議委員会で、日本側の構成員に防衛庁の運用局長を加えた。	緊急時における自衛隊と米軍との間の整合のとれた共同対処行動を確保するために取るべき措置に関する指針を含め、日米間の協力のあり方にに関する研究協議	外務省北米局長 防衛省防衛政策局長 防衛省運用企画局長 (9.9.23以降) 統合幕僚監部の代表	国務次官補 国防次官補 在日米大使館、在日米軍、統参本部等の代表
日米装備・技術定期協議（S & T F）	防衛事務次官と米国防次官(研究・技術担当)との合意に基づき設置	日米間の装備・技術分野における諸問題について意見交換	防衛省経理装備局長等	米国防省国際協力技術担当次官代理等

出典：「防衛ハンドブック（平成24年度版）」朝雲新聞社刊

(2) 沖縄の米軍基地問題に関する主な協議機関

沖縄の米軍基地問題に関する国と県との間の主な協議機関としては、S A C Oの設置に伴い「沖縄米軍基地問題協議会」が平成7年11月に、また、「沖縄県における米軍の施設・区域に関する問題の解決促進について」（平成8年4月16日閣議決定）を踏まえ「普天間飛行場等の返還に係る諸問題解決のための作業委員会（タスクフォース）」が平成8年5月に設置された。さらに、普天間飛行場代替施設の基本計画策定に必要な事項について協議するため「代替施設協議会」が平成12年8月に設置され、9回にわたる協議を経て、平成14年7月、普天間飛行場代替施設の基本計画（案）を了承し、その役割を終えた。

駐留用地跡地利用の促進を図るために調整機関として平成14年9月に設置された「跡地対策協議会」は、平成18年5月に閣議決定された「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取り組みについて」により廃止された。

普天間飛行場代替施設については、地域の住民生活及び自然環境に著しい影響を及ぼすことのないよう最大限の努力を行いつつその円滑な建設を推進するため「代替施設建設協議会」が平成15年1月に設置されたが、その後、日米両政府において在日米軍再編の協議が進められ、普天間飛行場代替施設については、平成17年10月の「S C C」において、キャンプ・シュワブの海岸線の区域とこれに隣接する大浦湾の水域を結ぶL字型に設置する移設案で合意され、平成18年5月1日の「S C C」においてV字型に2本の滑走路を設置する修正を加えた政府案で最終合意された。同年5月30日、政府は「在日米軍の兵力構成

見直し等に関する政府の取り組みについて」を閣議決定し、同年8月29日、政府は、「普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会」を設置した。さらに平成20年7月31日、同協議会の下に「普天間飛行場の危険性の除去に関するワーキングチーム」及び「普天間飛行場代替施設の建設計画・環境影響評価を円滑に進めるためのワーキングチーム」が設置された。

平成22年9月20日、沖縄政策協議会が再開され、同協議会の下に米軍基地負担軽減部会と沖縄振興部会が設置されたが、平成25年3月19日には、両部会が廃止され、新たに小委員会が設置された。

名称	構成メンバー	設置年月日	設置目的及び検討事項等	備考
沖縄に関する特別行動委員会(SACO)	(日本側) 外務省北米局長、防衛庁防衛局長、防衛施設庁長官、統合幕僚会議議長 (米国側) 國務次官補、国防次官補、太平洋軍事司令部第5部長、在日米軍司令官、在日米国大使館次席公使、統合參謀本部メンバー	平成7年11月20日 (平成8年12月2日、最終報告を行いその役割を終了した。)	1 在日米軍施設・区域が沖縄に集中していることに留意し、日米安保条約の目的達成との調和を図りつつ、整理、統合、縮小を実効的に進めるための方策について真剣かつ精力的に検討を行う。 2 施設・区域に関連して生じる訓練、騒音、安全等に係る問題についても、その具体的改善について検討を行う。	日米間の米軍基地に関する協議機関(おおむね1年間を目途に設置)
作業グループ(SACOWG)	(日本側)審議官クラス (米国側)次官補代理クラス			
沖縄米軍基地問題協議会	(政府側) 内閣官房長官、外務大臣、防衛庁長官 (県側) 沖縄県知事	平成7年11月17日 (閣議決定)	沖縄県に所在する「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」第6条に基づく施設・区域にかかる諸問題に関し協議することとする。	
幹事会	(政府側) 内閣官房副長官(事務)、内閣官房内閣外政審議室長、外務省北米局長、防衛庁防衛局長、防衛施設庁長官 (県側) 沖縄県副知事、沖縄県政策調整監			
普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会	(政府側) 内閣官房長官、内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)、防衛大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣 (県側) 沖縄県知事 (市町村側) 名護市長、宜野座村長、金武町長、東村長	平成18年8月29日 設置 平成19年1月9日 改正 平成19年11月7日 改正 平成20年4月6日 改正 (設置要綱)	(目的) 「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」(平成18年5月30日閣議決定)に基づき、普天間飛行場代替施設(以下「代替施設」という。)の具体的な建設計画、安全・環境対策及び地域振興について、政府、沖縄県及び関係地方公共団体の間で協議する。 (協議内容) ・代替施設の建設計画 ・安全・環境対策(使用協定を含む) ・普天間飛行場の危険性の除去 ・地域振興 ・その他必要な事項	
普天間飛行場の危険性の除去に関するワーキングチーム	(政府側) 防衛省地方協力局次長、地方協力企画課長、沖縄調整官、防衛政策局日米防衛協力課長、内閣官房参事官、内閣府政策統括官付参事官、外務省北米局日米地位協定室長 (県側) 沖縄県知事公室長、返還問題対策課長、基地対策課長	平成20年7月31日 設置 (第8回移設措置協議会における合意に基づき設置)	(目的) 普天間飛行場の危険性の除去、騒音の軽減等について検討する (検討内容) ・平成19年8月の発表した報告書の現状の評価 ・更なる危険性の除去、騒音の軽減等 ・その他必要な事項	
普天間飛行場代替施設の建設計画・環境影響評価を円滑に進めるためのワーキングチーム	(政府側) 防衛省地方協力局次長、地方協力企画課長、沖縄調整官、防衛政策局次長、日米防衛協力課長、経理装備局施設技術官、内閣官房参事官、内閣府政策統括官付参事官、外務省北米局審議官、日米地位協定室長 (県側) 沖縄県知事公室長、返還問題対策課長、 (市町村側) 名護市政策推進部長、宜野座村企画	平成20年7月31日 設置 (第8回移設措置協議会における合意に基づき設置)	(目的) 普天間飛行場代替施設の建設計画・環境影響評価を円滑に進める (検討内容) ・代替施設の建設計画 ・環境影響評価の円滑な実施 ・その他必要な事項	

	課長			
沖縄政策協議会 米軍基地負担軽減部会	(政府側) 内閣官房長官、内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策)、外務大臣、 防衛大臣、内閣府副大臣、内閣官房 副長官 (県 側) 沖縄県知事、軍転協副会長 (2名)	平成22年9月10日 設置 平成25年3月19日 廃止	米軍基地負担の軽減及び地位協定を巡る課題への対応を目的とする。	
沖縄政策協議会 小委員会	(政府側) 内閣官房長官、内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策)、外務大臣、 防衛大臣 (県 側) 沖縄県知事	平成25年3月19日 設置	沖縄の米軍基地負担の軽減及び沖縄振興に関する諸課題に対応する。	

(3) 日米合同委員会組織図

(平成24年2月現在)

() 内設置年月日



(4) 日本国による沖縄局地防衛責務の引受けに関する取扱

(久保一カーチス取扱)

日本国防衛庁及びアメリカ合衆国国防省の代表は、沖縄の日本国への復帰後における沖縄の局地防衛のための自衛隊展開についての日本側計画に関連した両防衛当局官の必要な調整に関する事項を討議してきたので、

この取扱に述べられている前記の討議の結果は、日米安全保障協議委員会の1971年6月29日の会合において承認されたので、よって、これらの代表は次のとおり合意する。

1 日本国における局地防衛責務の引受け

日本国は、次項に掲げる日程に従い、沖縄の局地防衛の任務、すなわち、陸上防衛、防空、海上哨戒及び防衛庁がその任に当たる搜索・救難を引き受ける。

2 日本国による引受けの時期

日本国による前項の防衛任務の引受けは、沖縄復帰日後、1973年7月1日以前の実施可能な最も早い日までに完了する。

a 当初展開

日本国は、復帰日後約6箇月以内に、約3千2百人から成る次の部隊を展開する。

(1) 陸上自衛隊 司令部、普通科中隊2、施設中隊1、航空隊1、支援隊1、その他の部隊

(2) 海上自衛隊 基地隊1、対潜哨戒機隊1、その他の部隊

(3) 航空自衛隊 司令部、要撃戦闘機隊1、航空警戒管制隊1、航空基地隊1、その他の部隊

b 追加展開

日本国は、更に、1973年7月1日までに、地対空ミサイル防空を実施し、及び航空警戒管制組織を運用するために、ナイキ群

1 (3箇中隊)、ホーク群1 (4箇中隊) 及び適当な支援要員を展開する。

3 施設

a 防衛庁は、次の施設に部隊を配置する意図を有する。

(1) 那覇空港 航空自衛隊の要撃戦闘機隊その他の部隊及び陸上自衛隊の航空隊。海上自衛隊の対潜哨戒機隊も那覇空港を使用する。

(2) 那覇ホイール=陸上自衛隊の部隊及び必要に応じその他の自衛隊の部隊。

(3) ホワイト・ビーチ地区及び那覇港=海上自衛隊の部隊。桟橋、集荷場その他の施設の海上自衛隊による使用のため、地位協定第2条4項(a)に基づく必要な取扱を行う。

(4) ナイキ・ホーク及び航空警戒管制隊が使用中の施設及び区域。展開される自衛隊の地対空ミサイル部隊及び航空警戒管制隊。

b 合衆国は、自衛隊の受信及び送信施設の設置に協力するものとし、かつ、可能な場合、合衆国軍隊の施設及び区域内にこれらの通信施設を受け入れることを考慮する。

4 防空

a 航空自衛隊は、

(1) 復帰日又はその直後に部隊を那覇空港に展開し、

(2) 復帰日から6箇月以内にF-104J航空機による防空警戒待機の運用を引き受け、及び、

(3) 1973年7月1日までに航空警戒管制組織の運用を引き受ける。

b 航空自衛隊のナイキ群及び陸上自衛隊のホーク群は、1973年7月1日までに地対空ミサイル防空任務を引き受けるよう沖縄に展開する。

c 沖縄の防空の運用責任は、自衛隊が1973年7月1日までの間にその責任を引き受けるときまでは、合衆国空軍が保持する。ただし、自衛隊及び合衆国軍隊に対する指揮は、それぞれの国の指揮系統を通して実施される。

5 地対空ミサイル及び航空警戒管制組織

沖縄の防空の早期引き受けを容易にするため、双方で合意する基本的な航空警戒管制組織及びナイキ・ホークの地対空ミサイル組織については、別個に定める条件に従い、防衛庁はこれを購入する意図を有し、合衆国政府は国防省を通じてその売却を申し出る。

6 陸上防衛、海上哨戒及び搜索・救難

自衛隊は、沖縄において、復帰日から、6箇月以内にその部隊の運用が可能になるに従い、陸上防衛、海上哨戒及び防衛庁がその任に当たる搜索・救難を引き受ける。自衛隊及び合衆国軍隊の代表は、協力して、これらの機能を遂行する部隊の沖縄への展開のための詳細な計画を準備する。

7 詳細な実施計画

上記の自衛隊による防衛任務の引き受け及びその展開計画を実施するため、防衛庁と国防省の代表は、詳細な実施計画及び調整のための手続きをとりまとめる。

日本国防衛庁防衛局長

久 保 隼 也

在日アメリカ合衆国大使館首席軍事代表

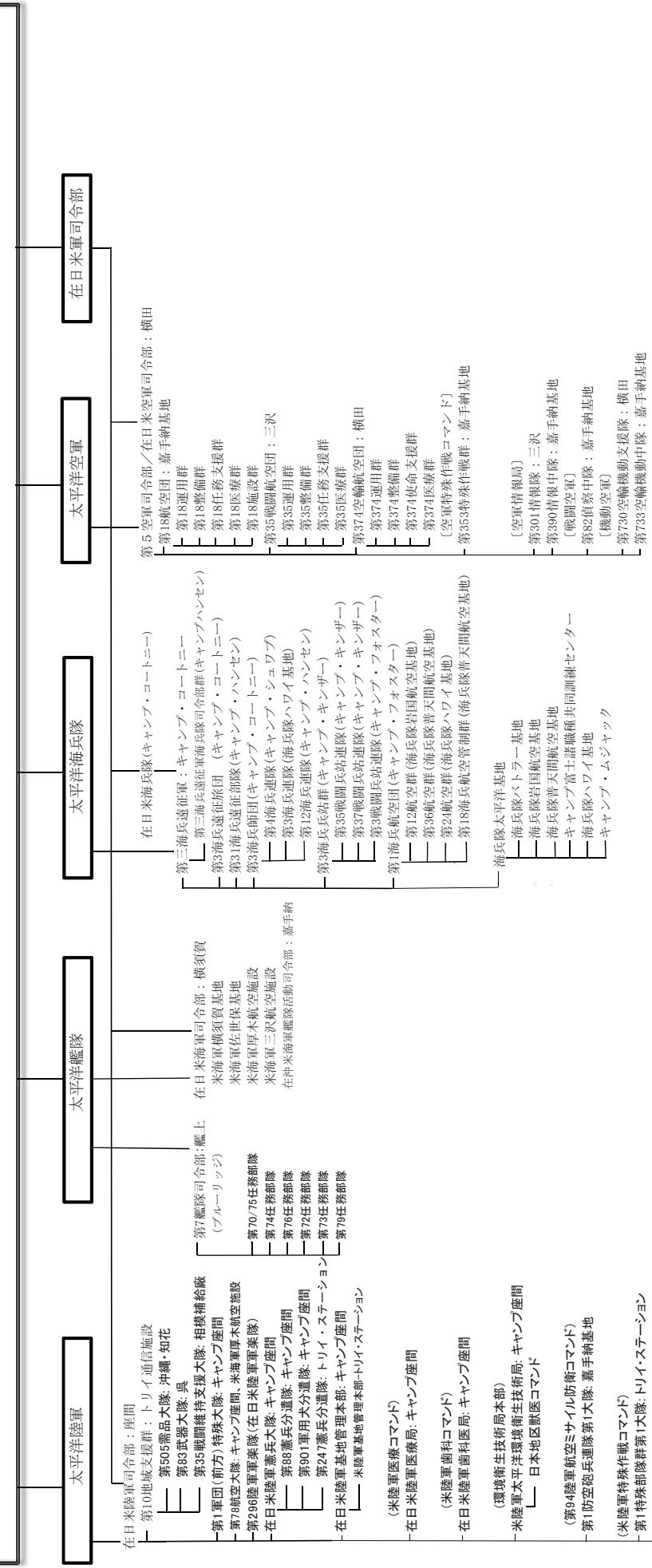
海 軍 中 将 ウォルター・L・カーチス・ジュニア

(5) 在日米軍組織圖

太平洋軍司令部隸下の各四軍司令部)

太平洋司令部

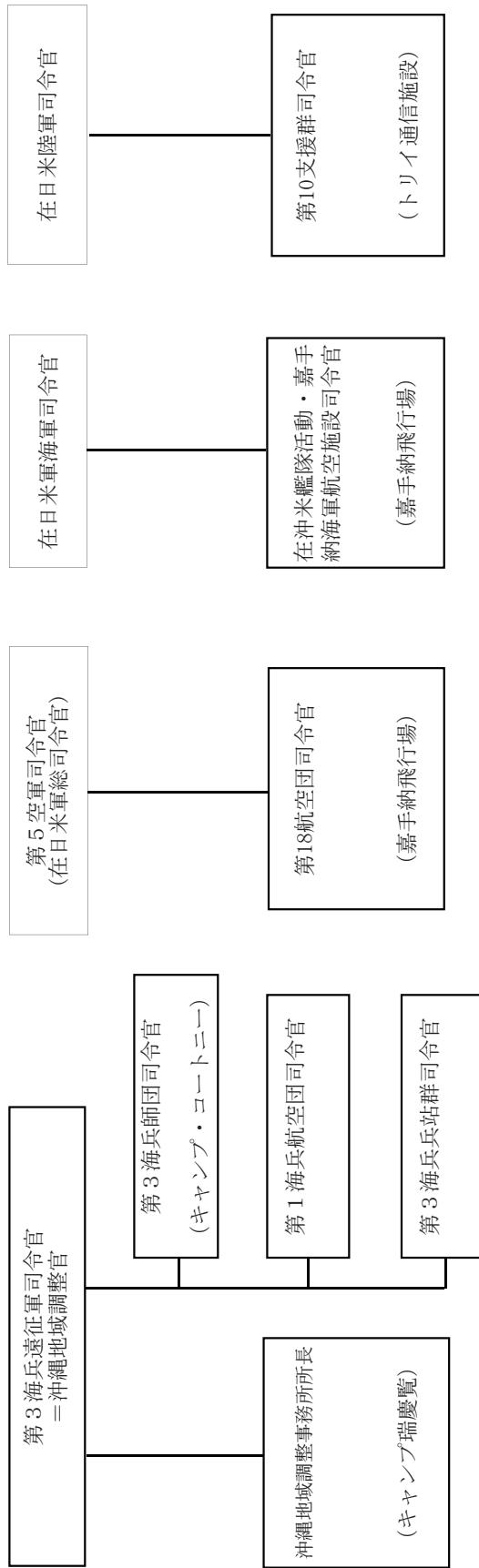
(太平洋軍司令部隸下の統合司令部)



(在日米軍提供)

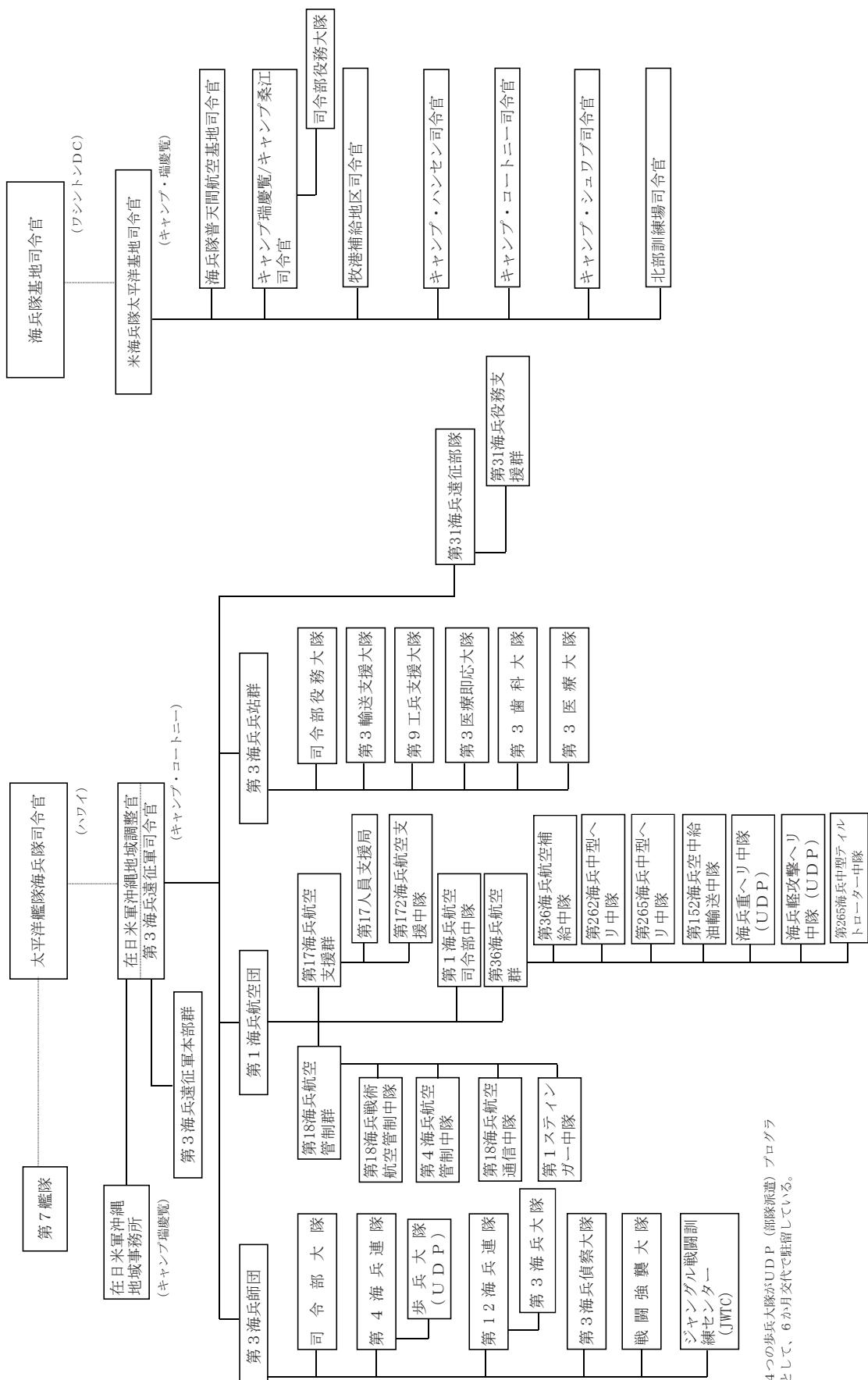
(6) 在沖米軍主要組織圖

2013年1月現在

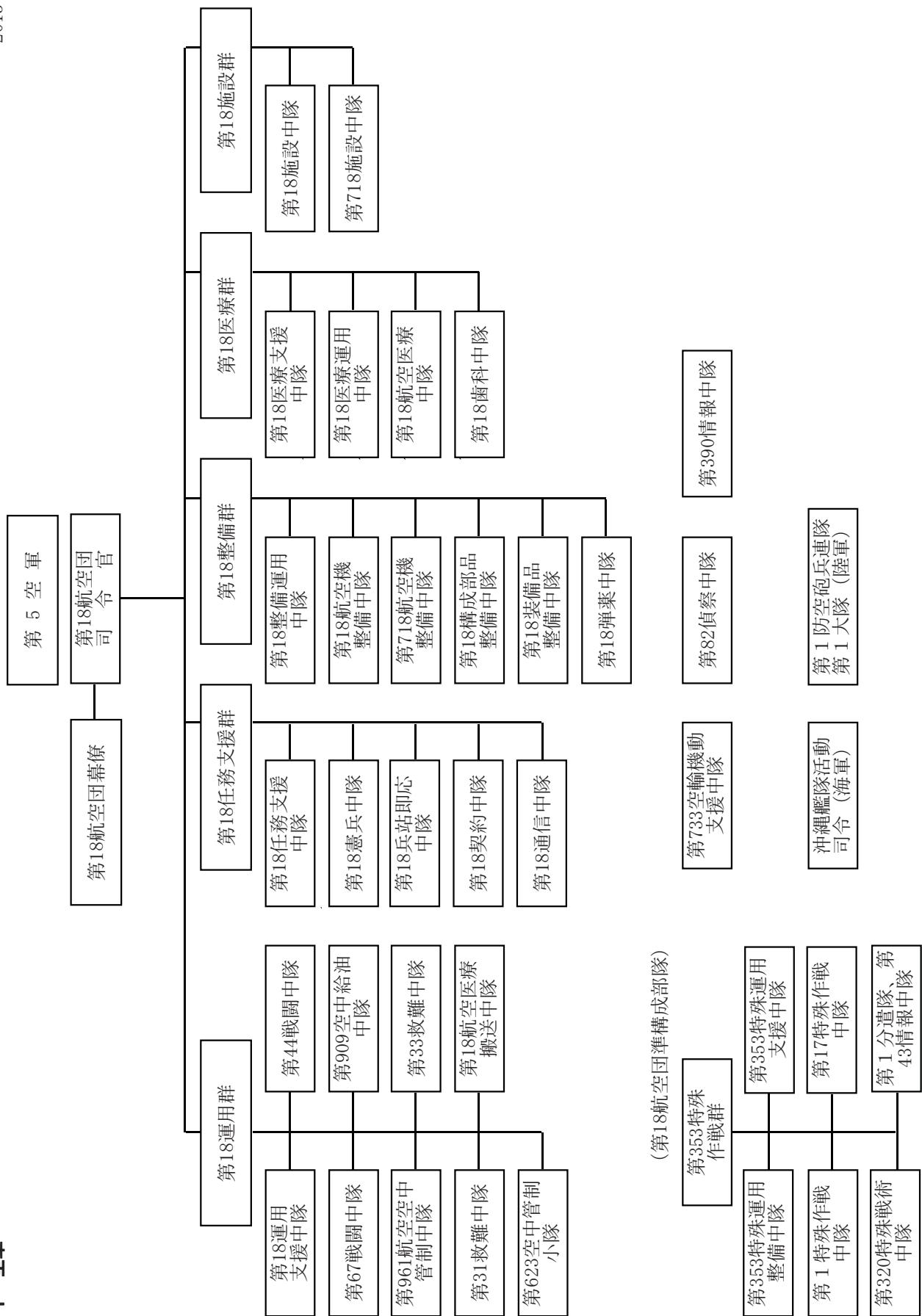


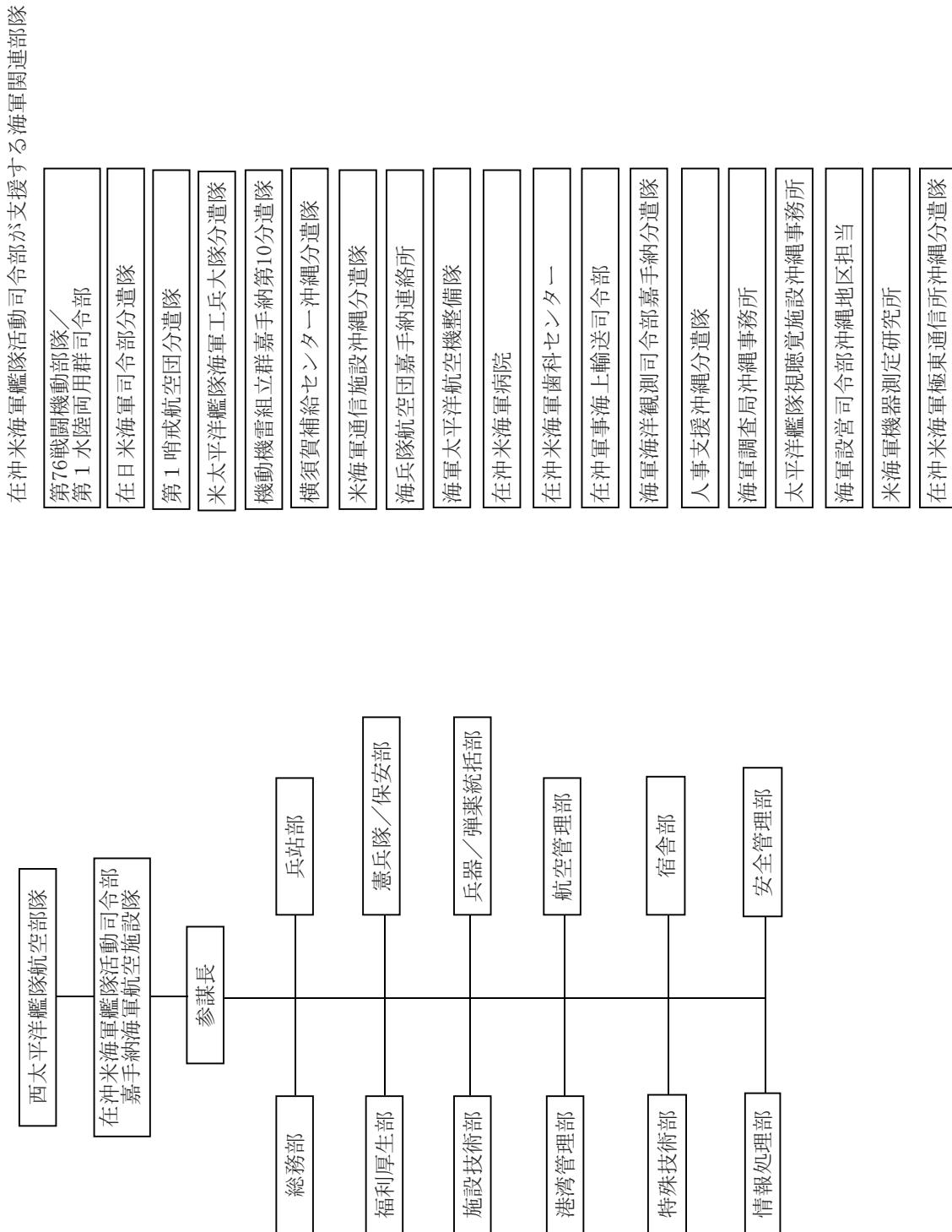
ア 海兵隊

2013年1月現在



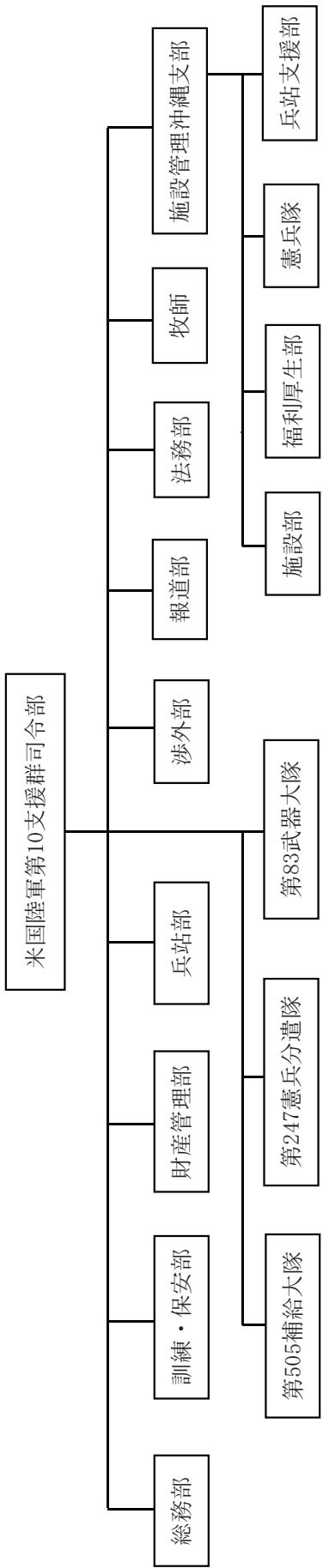
* 4つの歩兵大隊がUDP（部隊派遣）プログラムとして、6か月交代で駐留している。





二 陸軍

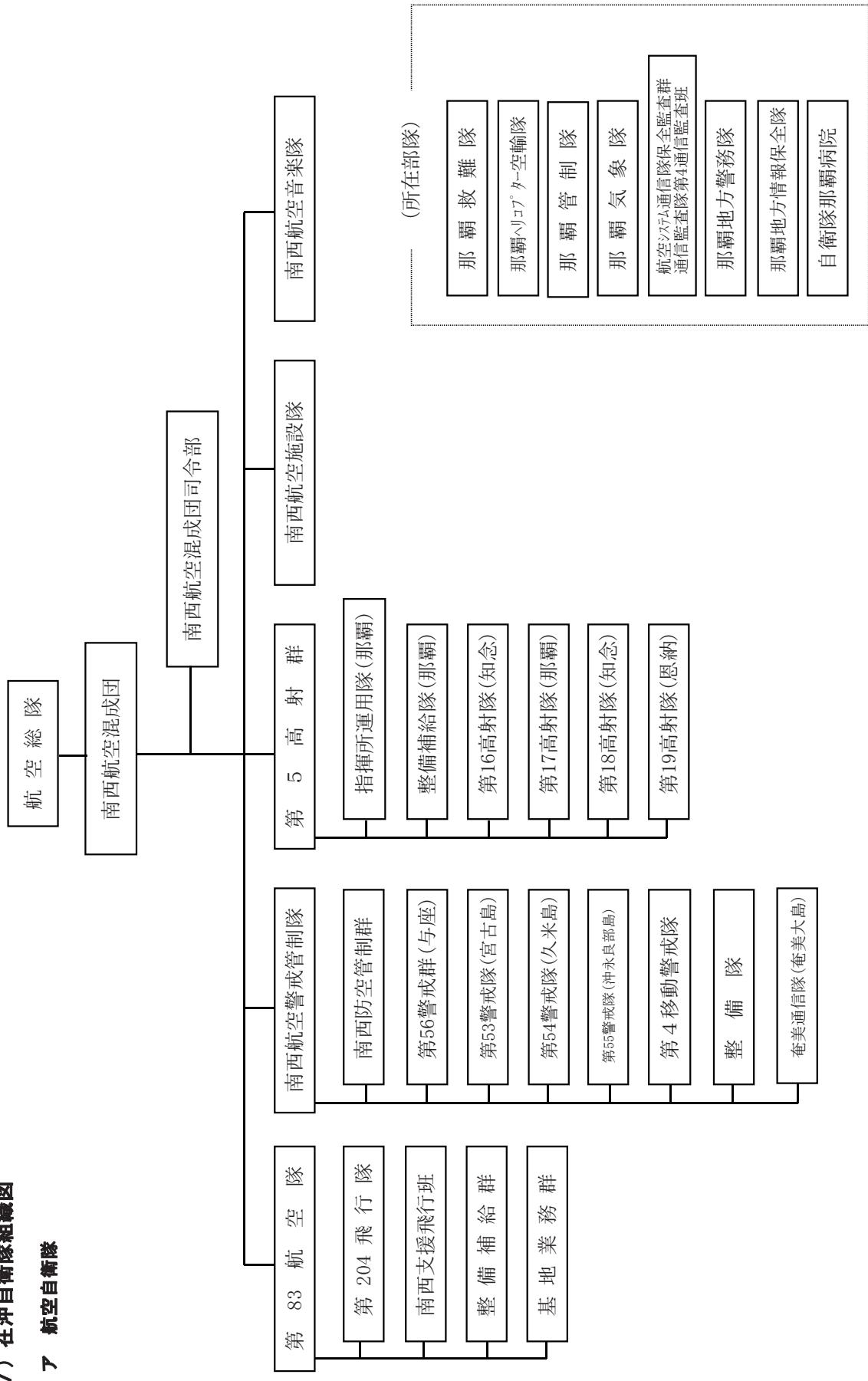
在日米陸軍（司令部：キャンプ座間）



（米国陸軍第10支援群が支援する他の陸軍部隊）

在日米陸軍医務局獣医沖縄支所
在日米陸軍財政部沖縄支援チム
在日米陸軍工兵隊沖縄事務所
第五八通信大隊
第五〇〇軍事情報分遣隊沖縄支所
米陸軍沖縄歯科診療所
第一特殊部隊群第一大隊
第八三五運輸大隊
米陸軍宇宙部隊沖縄分遣隊
軍人人事部

(7) 在沖自衛隊組織図
ア 航空自衛隊



イ 海上自衛隊

